

**美祢市温水プール
指定管理者募集要項
(公募施設)**

美祢市温水プール指定管理者募集要項

1 施設の概要

(1) 名称及び所在地

美祢市温水プール 美祢市伊佐町伊佐 3810 番地

(2) 施設の目的及び今後の方向性

目 的：市民のスポーツ活動を推進し、心身の健全な発達と福祉の増進に寄与する。

方向性：子どもから高齢者までの幅広い層が、年間を通じて気軽に運動ができる施設として市民の健康増進と体力向上の拠点としていく。

(3) 施設の規模

① 敷地面積 8,099.00 m²

② 建築面積 1,549.77 m²

③ 構 造 鉄骨造 2 階建

④ 開 館 平成 5 年 5 月

⑤ 主な施設

<1 階> (床面積 1,549.00 m²)

・ 25m プール 375 m² (25m×12m、水深 1.2～1.4m)

・ 幼児用プール 70 m² (10m×7m、水深 0.6m)

・ トレーニングルーム、採暖 (サウナ) 室、控え室

<2 階> (床面積 336.15 m²)

・ ギャラリー (約 100 人収容)、会議室

2 指定期間 (予定)

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで (5 年間)

3 管理の基準等

(1) 開館時間

① 4 月から 6 月まで及び 9 月から翌年 3 月まで 午後 1 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

② 7 月及び 8 月 午前 10 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

③ 9 月から翌年 3 月までの日曜日及び祝日法に規定する休日 午後 1 時 00 分から午後 6 時 30 分まで

※ 必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、変更することができます。

(2) 休館日

① 月曜日

② 12 月 28 日から翌年の 1 月 5 日までの日

※ 月曜日が休日に当たるときは、①の規定にかかわらず、その直後の休日でない日

を休館日とします。

※ 必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館することができます。

(3) 関係法令の遵守

募集要項・仕様書のほか下記関係法令等を遵守します。

- ① 地方自治法、地方自治法施行令
- ② 美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例（以下「温水プール設置管理条例」という。）、美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則
- ③ 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（以下「手続規則」という。）
- ④ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ⑤ 消防法
- ⑥ 公益通報者保護法
- ⑦ 個人情報の保護に関する法律、美祢市個人情報保護法施行条例
- ⑧ 美祢市情報公開条例
- ⑨ その他関係法令

(4) 業務の一括委託の禁止及び地元企業の優先的発注

指定管理者は、事業に係る業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託することはできません。ただし、清掃や警備、設備の保守点検など維持管理業務及びその他の事業の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

この場合、原則として市内の地元企業に、優先的に発注してください。

(5) 業務の引継ぎ

現在の指定期間満了日（令和9年3月31日）までに、現指定管理者が作成する業務引継書等により業務の引継ぎを行います。引継ぎに際しては、市が立ち会い、引継ぎの完了を示す書面を取り交わします。

また、指定期間が満了するとき（令和14年3月31日）は、市長等が承認した場合又は継続して指定管理者に指定された場合を除き、速やかに美祢市温水プールの施設又は附帯設備を原状回復して、市に建物、附帯施設、備品、管理に必要なデータ等を引き渡し、新たな指定管理者と十分に事務引継ぎを行ってください。

ただし、原状回復を要しないことについて、市の承認を得たときはこの限りではありません。

4 管理業務の範囲及び要求水準

指定管理者が行う管理業務は、次のとおりとします。なお、市として指定管理者に求める最低限度の要求水準等の詳細については、別添「美祢市温水プール指定管理業務仕様書」を参照してください。

(1) 施設の運営に関する業務

- ① 施設・設備の貸出業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
 - ① 施設管理業務
 - ② 施設・設備維持補修業務
 - ③ 水質等管理業務
- (3) 市民の健康と体力の増進及び生活文化の向上に関する業務
 - ① 水泳教室運営業務
 - ② 市主催事業、各種大会等開催引受業務
- (4) その他の業務
 - ① 事業計画書及び収支計画書の提出
 - ② 中間報告書、事業報告書及び収支決算書の提出
 - ③ 関係機関との連絡調整
 - ④ 評価分析書の提出

5 自主事業の取扱い

指定管理者は、4の指定管理者が行う管理業務とは別に、自らの責任及び費用負担において「自主事業」を行うことができます。自主事業に係る収支は指定管理者に帰属するため、指定管理業務とは経理を分けて管理してください。

施設の設置目的の範囲内における自主事業を実施する場合は、事前に市長の承認を得た上で実施してください。この場合の承認基準は、次のとおりです。

- (1) 施設の設置目的に合致し、施設の利用促進又は利用者のサービス向上につながる事業で次の事項に該当しない事業
 - ① 公序良俗に反し、又は社会通念上不適当な事業
 - ② 特定の個人又は企業の活動を支援する等、行政の中立性を阻害する事業
- (2) 指定管理者が事業の実施及び運営主体であること。
- (3) 指定管理者の自己資金で実施できるものであること。
- (4) 指定管理業務に支障を与えるものではないこと。
- (5) 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う一切の責任を指定管理者が負うものであること。
- (6) 事業実施後の指定管理者による原状復帰が可能なことなど、施設運営の継続性に影響を与えるものでないこと。

また、施設の設置目的の範囲外における自主事業は、他の事業者と同じ条件で行政財産使用許可申請書を提出し、許可を受けて実施してください。

6 管理に要する経費

- (1) 利用料金に関する事項
 - ① 施設の利用料金は、指定管理者の収入とします。
 - ② 利用料金は、温水プール設置管理条例の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができます。
 - ③ 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除します。

なお、減免による減収分については、市が支払う経費に含まれているものとし、別途補填は行いませんので、減免による減収を見込んだ上で、積算をお願いします。ただし、デジタル住民票 NFT、山口県市町村職員共済組合保健・文化施設利用助成券、やまぐち健康マイレージの利用による利用料金の減額分については、各実施機関から別途補填されます。

ア 市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業又は行事に使用するとき 利用料金の全額

イ 指定管理者が美祢市温水プールの管理運営目的のために使用するとき 利用料金の全額

ウ 市内の団体が市の行政活動の協力目的等のために使用するとき 利用料金の全額

エ 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校又は高等学校が教育又は保育活動に使用するとき 利用料金の全額

オ 団体の活動目的を鑑み、教育委員会が減額することが適当と認める、構成員の過半数が市内に居住する中学生以下の者で構成される団体が使用するとき 利用料金の全額

カ 3歳未満の者が使用するとき 利用料金の全額

キ 市又は教育委員会が後援する事業又は行事に使用するとき 利用料金の2分の1に相当する額

ク 国、他の地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人又は公共的団体が市民の福祉向上のために使用するとき 利用料金の2分の1に相当する額

ケ 美祢市温水プールの設置目的を鑑み、市長が減額することが適当と認める団体が、当該団体の目的(営利目的を除く。)のために使用するとき 利用料金の2分の1に相当する額

コ 構成員の過半数が市内に居住する身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長から療育手帳(児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はその介護を行う者で組織された団体が使用するとき 利用料金の2分の1に相当する額

サ 構成員の過半数が市内に居住する65歳以上の者で組織された団体が使用するとき 利用料金の2分の1に相当する額

シ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に減額し、又は免除する理由があると認めるとき その都度定める額

- ④ 自主事業を実施する場合は、年度ごとの事業計画にその内容を詳細に記載し、市長の承認を得た上で実施してください。この場合において、当該自主事業に係る施設の利用料金は各年度協定で定め、指定管理料から減額することとします。

(2) 指定管理料

指定管理期間の指定管理料の上限は、164,502千円とします。

指定管理料の上限額を超えた提案は、失格となります。

また、過度の競争によるサービスの悪化を図るため、指定管理料の上限額の80%以下の得点は同点とします。具体的な価格点の計算式は、下記のとおりとします。

$\text{価格点} = \text{価格点配点（満点）} \times \text{係数}$
--

指定管理料上限額に対する 提案価格の比率	価格点に 係る係数	指定管理料上限額に対する 提案価格の比率	価格点 に係る係数
80%以下	1.0	90%超～95%以下	0.7
80%超～85%以下	0.9	95%超～100%以下	0.6
85%超～90%以下	0.8	100%超	失格

なお、市が支払う指定管理料については、応募時の収支計画書に提示されている額ではなく、毎年度、市と指定管理者との協議の上、別途、年度協定で定めることとなります。また、支払方法は分割によるものとし、その時期や分割方法についても年度協定で定めます。

指定管理業務の実施に係る支出及び収入は、団体自体の会計とは区分し、適切に管理してください。必要な帳簿を作成し、団体自体の口座とは別に指定管理業務に係る専用の口座を開設するなどして、透明性の高い会計処理に努めてください。

(3) 精算を行う経費

当該施設の燃料費、電気料（以下「指定経費」という。）の積算については、下記に示す市が指定する金額を計上してください。この金額と異なる金額で積算することは認められないので注意してください。

なお、実務では、各年度の指定経費の実績を報告いただき精算します。精算の結果、指定経費に剰余金が生じた場合は、指定管理料の額から当該剰余金額を減ずるものとし、指定経費が不足した場合は、指定管理料の額に当該不足額を加えるものとします。

指定管理料に含める燃料費	4,500千円（年額）
指定管理料に含める電気料金	7,500千円（年額）

(4) 自主事業による収入等

自主事業による収益は、指定管理者の収入とします。

ただし、行政財産の目的外使用許可は市が行い、目的外使用料は、市の歳入となります。

【業務分類表】

区分	業務内容	経費の負担
①協定書記載の業務＝管理業務 (指定管理業務)	ア 市が募集要項に掲げた業務	指定管理料 (積算対象)
	イ 提案業務(指定管理者が提案した業務のうち市の承認を受け協定書(仕様書を含む。)に加えた業務)	
②協定書に記載の無い業務＝自主事業 (指定管理者の企画業務)	ウ 設置目的内⇒市の承認を受け実施	自主採算
	エ 設置目的外⇒施設の目的外使用許可を受け実施	

(5) 保険の加入

市は、「全国市長会市民総合賠償保険」及び「全国市有物件災害共済会建物総合損害共済保険」に加入しています。指定管理者においては、指定管理者賠償責任保険など、必要に応じ、想定される事故等に対応可能な保険に加入してください。

(6) 各種税の取扱い

① 消費税・地方消費税

指定管理料及び利用料金は、免税事業者を除き、その全額が消費税及び地方消費税の課税対象となります。

また、指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者からの求めに応じて、適格請求書等（インボイス）を交付し、その写しを保存する必要がありますので、指定期間開始までの間に、適格請求書発行事業者の登録を受けてください。

② 印紙税

市との協定書に、印紙の添付は不要です。

7 協定書（案）及びリスク分担

別紙協定書（案）のとおりとします。

新規参入となる団体については、協定書（案）の規定のとおり、上半期の評価によっては、指定取消しを行うことがあります。

8 申請資格

(1) 次の要件を満たす法人その他団体である必要があります。（個人による応募は不可）

- ① 国税又は地方税を滞納していないこと。
- ② 社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。
- ③ 破産者で復権を得ない者が役員にいないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、美祢市において一般競争入札の参加を制限されていないこと。

- ⑤ 2年以内に、手続条例第10条第1項の規定により指定の取消しを命じられていないこと。
- ⑥ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中でないこと。
- ⑦ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑧ 政治団体及び宗教団体でないこと。
- ⑨ 市内に事業所（本社又は協定書の締結権限を有する営業所等をいう。）を置く団体であること。

(2) 共同事業体による申請の場合の取扱い

共同事業体の場合には、さらに次の要件を満たす必要があります。

- ① 事業体を構成する全団体が法人格を有すること。
- ② 構成法人すべてが上記(1)の①から⑧までの条件を満たしていること。
- ③ 代表法人が市内に事業所（本社又は協定書の締結権限を有する営業所等をいう。）を置いていること。
- ④ 共同事業体結成届出書・共同事業体協定書を提出した事業体であること。
- ⑤ 市内に事業所を持つ法人の出資合計が過半数を超えていること。

9 提出書類

応募に際し、提出を求める書類は、以下のとおりです。

共同事業体での応募の場合は、代表団体が構成団体の書類をまとめて提出します。

	内容	様式	備考
1	提出書類一覧表	様式1	
2	公の施設の指定管理者指定申請書	様式2	
3	事業計画書	様式3	
4	定款、規約その他これらに類する書類	—	
5	法人の登記事項証明書	—	法人は登記事項証明書、法人以外は代表者の住民票
6	代表者の住民票の写し		
7	本年度の申請団体の収支予算書	—	新規団体においても必要となります。
8	// の事業計画書	—	
9	昨年度の申請団体の収支決算書	—	
10	// の事業報告書	—	
11	指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書	様式4	
12	利用料金提案書	様式5	
13	団体の概要書	様式6	
	内容	様式	備考
14	団体の役員名簿	様式7	
15	納税証明（法人税、法人県民税、法人市民税、消費税及び地方消費税）	—	新規団体、非収益団体であるために15の書類が提出できない団体は、16の書類を提出します。
16	納税証明（代表者の市民税）		

17	社会保険料、労働保険料の納付証明書	－	団体として社員等を雇用していない場合は不要となります。
18	誓約書	様式 8-1	共同事業体の場合のみ様式 8-2 により提出します。
19	誓約書（共同事業体用）	様式 8-2	
20	本年度総会の議事録（署名があるもの）	－	5 の登記事項証明がない任意団体の場合。通帳は、必要ページをコピーさせていただきます。
21	団体の通帳（現在の残高、今年度への繰越額が分かる通帳）	－	
22	共同事業体結成届出書	様式 9-1	共同事業体の場合
23	共同事業体協定書（別表責任分担表を含む。）	様式 9-2	
24	現地説明会参加者申込書	様式 10	

10 応募手続

(1) 申請書類等の受付

① 受付方法

9 の提出書類及びその内容を記録した磁気媒体（CD-R）を持参してください。

② 受付場所

美祢市教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課（美祢市役所本館 2 階 窓口⑥）
〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326 番地 1

③ 受付期間

令和 8 年 8 月 12 日(水)から令和 8 年 9 月 11 日(金)まで
受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。

④ 提出部数等

提出部数は、正本 1 部、副本 10 部（複写可）とします。

提出書類は原則として A4 版とし、提出書類全ページに一連のページ番号を付した上で A4 版フラットファイルに綴じ、ファイルには件名及び応募団体名を記載してください。

また、提出書類の内容を磁気媒体に記録するときは、提出書類全ページに一連のページ番号を付した PDF データとしてください。

⑤ その他留意事項

ア 応募に要する費用は、全額応募者の負担とし、提出された申請書類等の返却は行いません。

イ 申請書類等について、美祢市情報公開条例に基づき、公文書の開示請求があった場合は、原則として、公開します。

ウ 提出期限までに申請資格を有しない場合又は提出書類に不足若しくは不備があった場合は、応募を無効（失格）とします。

エ 下記のスケジュールに記載の「指定管理者候補者選定審査会」に出席し、プレゼンテーションを行っていただきます。

オ 1 団体が複数の応募をすることはできません。

(2) 質問受付期間

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受付ます。

① 受付期間

令和8年8月17日(月)から令和8年8月21日(金)まで

② 受付方法

13 の問い合わせ先までメールにより提出してください(様式は任意)。電話や口頭等による質問には、原則として回答しません。ただし、軽易な質問はこの限りではありません。

③ 質問の回答

令和8年8月31日(月)以降、市ホームページに掲載します。

(3) 現地説明会の開催

説明会を次のとおり開催します。令和8年8月10日(月)までに現地説明会参加者申込書(様式第10号)を13の問い合わせ先まで提出してください。

① 開催日時 令和8年8月17日(月)14時から

② 開催場所 美祢市温水プール(宇部サンド温水プール)2階 会議室

③ 参加人数 各団体2人以内とします。

(4) 指定管理者指定の予定スケジュール

令和8年10月 指定管理者候補者選定審査会の開催、選定

令和8年12月 指定管理者指定議案提出、議決

令和8年12月 指定管理者の指定、告示

令和9年3月 基本協定の締結

11 選定基準

応募者から提出された書類により、以下の基準で審査を行います。

大項目ごとの基準点を6割とし、大項目の各得点が配点の6割未満の団体(委員の合計得点で判定)は失格とします。

評価基準	審査のポイント	配点
1 公の施設の管理を行うに当たり、市民の平等な利用を確保することができる団体であること。(手続条例第4条第1号)		10点
平等利用、 個人情報保護	○利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。 ○利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。	
2 事業計画書の内容により、当該管理を行う公の施設の効用を最大限に発揮させることができるか(手続条例第4条第2号)		20点
設置目的達成 に向けた取組	○施設の設置目的を理解し、施設の目的に適合した事業計画となっているか。 ○広報活動に関する効果的な提案があるか。 ○施設間の有機的な連携が図れる提案があるか。(複数の施設を一括して管理する場合) ○共同事業体の場合には、各団体の役割と責任の分担がはっきりしているか。また、分担は適切であるか。	

		○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○人員の配置が合理的であるか。															
利用者の満足度		○利用者の意見を把握し、それらを反映される仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。															
3 管理に係る経費の縮減を図ることができると認められる団体であること。 (手続条例第4条第2号)			30 点														
収支計画の適格性・実現の可能性		○利用料金の設定（提案）が適切であるか。（利用料金制度を導入する施設の場合） ○効率的な維持管理計画となっているか（第三者へ委託する場合は、選定方法等に問題はないか。）。 ○必要な経費は計上されているか。 ○収入増のための実現可能な提案がなされているか。	10 点														
指定管理料		価格点は下記により算定する。 価格点＝価格点配点（満点）×係数 係数の設定（例） <table><tr><td>指定管理料上限額に対する 提案価格の比率</td><td>価格点に係る係数</td></tr><tr><td>80％以下</td><td>1.0</td></tr><tr><td>80％超～ 85％以下</td><td>0.9</td></tr><tr><td>85％超～ 90％以下</td><td>0.8</td></tr><tr><td>90％超～ 95％以下</td><td>0.7</td></tr><tr><td>95％超～100％以下</td><td>0.6</td></tr><tr><td>100％超</td><td>失格</td></tr></table>	指定管理料上限額に対する 提案価格の比率	価格点に係る係数	80％以下	1.0	80％超～ 85％以下	0.9	85％超～ 90％以下	0.8	90％超～ 95％以下	0.7	95％超～100％以下	0.6	100％超	失格	20 点
指定管理料上限額に対する 提案価格の比率	価格点に係る係数																
80％以下	1.0																
80％超～ 85％以下	0.9																
85％超～ 90％以下	0.8																
90％超～ 95％以下	0.7																
95％超～100％以下	0.6																
100％超	失格																
4 事業計画書の内容に沿った公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有している団体であること。（手続条例第4条第3号）			20 点														
安定的な人材基盤		○職員体制、採用計画は適正であるか。 ○人材の指導育成、研修体制は適切であるか。 ○施設の管理責任者は、十分な経験・知識を有しているか。															
安定的な財政基盤		○適正な資金計画等指定管理業務を安定的に行う体制及び財政状況にあるか。															
技術的能力		○指定管理運営に当たる人員が必要な資格、経験などを有しているか。															
5 その他			20 点														
提案事業		○施設の効用を高める仕様書の基準を超える提案があるか。															
地域経済への貢献		○市内居住者の雇用が計画されているか。 ○外部委託状況等市内業者を活用が計画されているか。															

	○ 外部委託状況等市内業者の活用が計画されているか。 市内業者を活用するための具体的取組があるか。	
--	--	--

12 提案内容の取扱い

市は、指定管理者が応募時に提案した内容を最大限尊重しますが、協定締結のための協議の中で提案内容の変更や提案事業の中止等を指示することがあります。このことは、指定期間中であっても同様です。

提案内容の変更や提案事業の中止等の影響が指定管理料に及ぶ場合は、指定管理者と協議の上、指定管理料を変更することがあります。

13 問い合わせ先

〒759-2292

美祢市大嶺町東分 326 番地 1

美祢市教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課

担当 森 知広

電話 0837-52-5261 / F A X 0837-52-2562

E-mail shosupo_sport@city.mine.lg.jp

14 参考資料

- (1) 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
- (2) 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (3) 美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例
- (4) 美祢市温水プールの設置及び管理に関する条例施行規則
- (5) 基本協定書（案）
- (6) 仕様書
- (7) 位置図、施設平面図、建物平面図
- (8) 美祢市温水プールの利用者実績、収支の実績（令和5～7年度）

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

資料 5

資料 6

資料 7

資料 8

様式第 1 号

提出書類一覧表

団体名

	※提出書類を確認の上、提出書類欄に○印をします。		提出書類	共同事業体	備 考
1	提出書類一覧表	様式 1			
2	公の施設の指定管理者指定申請書	様式 2			手続規則別記様式第 1 号
3	事業計画書	様式 3			手続規則別記様式第 2 号
4	定款、規約その他これらに類する書類	—		◎	
5	法人の登記事項証明書（法人の場合）	—		◎	法人は登記事項証明書、法人以外は代表者の住民票
6	代表者の住民票の写し（5 の登記事項証明書のない任意団体等の場合）				
7	本年度の申請団体の収支予算書	—		◎	
8	〃 の事業計画書	—		◎	
9	昨年度の申請団体の収支決算書	—		◎	
10	〃 の事業報告書	—		◎	
11	指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書	様式 4			
12	利用料金提案書	様式 5			
13	団体の概要書	様式 6		◎	
14	団体の役員名簿	様式 7		◎	
15	納税証明（法人税、法人県民税、法人市民税、消費税及び地方消費税）	—		◎	新規団体、非収益団体であるために 15 の書類が提出できない団体は、16 の書類を提出
16	納税証明（代表者の市民税）				
17	労働保険料、社会保険料の納付証明	—		◎	団体として社員等を雇用していない場合は不要
18	誓約書	様式 8-1			共同事業体の場合のみ様式 8-2 により提出
19	誓約書（共同事業体用）	様式 8-2			
20	本年度総会の議事録（署名があるもの）	—			5 の登記事項証明書がない任意団体の場合は提出。通帳は、必要ページをコピーさせていただきます。
21	団体の通帳（現在の残高、今年度への繰越額が分かる通帳）	—			
22	共同事業体結成届出書	様式 9-1			共同事業体の場合は提出
23	共同事業体協定書（別表を含む）	様式 9-2			
24	現地説明会参加者申込書	様式 10			

※ 共同事業体に◎がある書類は、構成団体全員の書類が必要となります。

公の施設の指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

美祢市長 様

申請者 所在地
法人又は団体名
代表者氏名
連絡先

美祢市の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする公の施設の名称

2 指定管理者となる法人又は団体の名称

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第 2 号）
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (5) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務予算書
- (6) 納税を証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

令和 年 月 日

公の施設の名称			
法人又は団体名		設立年月日	年 月 日
代表者役職		代表者氏名	
所在地			
電話番号		FAX 番号	
E-mail アドレス			
現在管理している 施設名	所在地	主な業務内容	管理開始年月日
事業計画（別紙可）			
1 理念			
(1) 団体の経営方針等			
(2) 指定管理者の指定を申請した理由			
(3) 施設の現状に対する考え方及び将来展望			

2 管理運営を行うに当たっての本施設に対する経営方針													
3 管理業務の実施予定（管理業務ごとに記載すること）													
4 施設の利用予定数値目標													
(1) 指定期間利用予定数値目標 (単位：％, [])													
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	合計
利用率													
利用数													
(2) 指定期間各年度月別利用予定数値目標 (単位：％、[])													
令和 年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用率													
利用数													
令和 年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用率													
利用数													

令和 年度													
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
利用率													
利用数													

令和 年度													
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
利用率													
利用数													

令和 年度													
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
利用率													
利用数													

(3) 利用予定数値目標の設定根拠

5 サービス内容や利用促進の取組、運営体制

(1) サービス内容

(2) 利用促進の取組

(3) 運営体制

・職員の配置及び採用計画（組織図を添付すること。）

・ 職員の研修計画					
6 収支計画					
(1) 指定期間各年度の予定収支（単位：千円）					
年度	年度	年度	年度	年度	年度
収入					
支出					
差引					
(2) 収支計画の算出根拠					
7 利用者満足度と要望の調査とその対処					
(1) 利用者満足度と要望の調査方法					
(2) 要望に対する実現策					
8 個人情報の保護					

9 情報公開への取組

--

10 危険物の取扱

--

1 1 緊急時の対策

(1) 防犯、防災の対応
(2) その他緊急時の対応

1 2 その他

(1) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
(2) 地域との連携

(3) 他施設との連携

(4) 地域経済への貢献等、提案事項

(5) その他

様式第4号（手続規則 第3条関係）

指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書（令和〇〇年度）

団体の名称

	区分		金額（税込）	積算
収 入	指定管理料			
	利用料金	〇〇会議室		〇円×〇人
	事業収入	〇〇事業収入		
		〇〇事業収入		
	その他			
収入計				
支 出	人件費	正規職員給与		正規職員 常勤 名
		// 法定福利費		兼務職員 名
		パート・アルバイト給与		うち常勤 名
		// 法定福利費		うち臨時 名
	事業費	〇〇事業費		
		〇〇事業費		
	施設維持 管理費	維持管理費		設備管理費、法定点検料等
		施設修繕料		
	一般 管理費	光熱水費		電気代、ガス代、水道代
		業務委託料		第三者委託経費
		保険料		施設賠償責任保険等
		租税公課		指定管理料に係る納付消費税等
	事務費	消耗品費		事務に係る消耗品費
		印刷製本費		パンフレット等印刷製本費
		通信運搬費		電話代、インターネット通信料等
		リース料		事務機器リース料等
	その他	雑費		臨時的経費
		研修参加費		
		旅費		
		負担金		
	支出計			
提案事業収支			提案事業を実施する場合、事業計画書 12 その他に記載	

※ 留意事項

- 1 科目は、適宜変更して記載します。
- 2 人件費は、雇用形態（正規職員、パート・アルバイト職員）の区分毎に記載します。
- 3 本様式を複写し、指定管理期間中の各年度の予算書を作成してください。

利 用 料 金 提 案 書

美祢市温水プールに係る利用料金について、下記のとおり提案します。

区分	料金	条例の上限額	備考
〇〇	円	円	

※ 利用料金は、条例の範囲内で設定することとなります。また、利用料金の設定には、市長の承認が必要なため、提案金額が必ず認められるものではないことを予め御了承ください。

団体の概要書

1 団体名	
2 本社所在地	本社等の区分がない場合は、項目を「所在地」に変更してください。
3 設立年月日	
4 代表者役職・氏名	
5 資本金	
6 決算期	決算期を月日で記載します。例) 3月31日
7 昨年度売上金	
8 従業員数	団体により「従業員」という項目が適切でない場合は、「会員数」等に変更します。
9 主要取引金融機関	
10 事業内容	登記事項証明書又は規約等の事業の欄の内容を転記します。
11 経営方針	// の目的欄の内容を転記します。 転記内容が「経営方針」という項目が適当でない場合は、項目を「運営方針」に変更して記載します。
12 沿革	団体の沿革を記載します。 例) 社会福祉法人美祢市社会福祉協議会 社会福祉法人美東町社会福祉協議会、社会福祉法人秋芳町社会が平成20年3月21日に合併し、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会となり、現在に至る。
13 組織	団体の組織の組織図を図示します。(別紙によることも可能)

※ 記載内容はできるだけ簡潔に記載し、団体の組織図を除き、なるべく1枚に収めるようにしてください。

様式第 7 号

団体の役員名簿

[illegible]

※ 役員に変更があった場合は連絡をお願いします。

誓 約 書

令和 年 月 日

美祢市長 様

団体所在地
団 体 名
代表者氏名

当団体は、次の各号のいずれにも該当しない団体であることを約束します。

- 1 国税又は地方税を滞納している団体
- 2 社会保険料又は労働保険料を滞納している団体
- 3 破産者で復権を得ない者が役員である団体
- 4 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、美祢市において一般競争入札の参加を制限されている団体
- 5 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 20 年美祢市条例第 76 号）第 10 条第 1 項の規定により指定の取消しを命じられた者で、当該処分を受けてから 2 年を経過していない団体
- 6 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更生・再生手続中である団体
- 7 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- 8 政治団体及び宗教団体

誓 約 書（共同事業体用）

令和 年 月 日

美祢市長 様

共同事業体の名称
共同事業体の所在地
代表団体の名称
代表者の氏名

当共同事業体の全構成員は、次の各号のいずれにも該当しない団体であることを約束します。

- 1 国税又は地方税を滞納している団体
- 2 社会保険料又は労働保険料を滞納している団体
- 3 破産者で復権を得ない者が役員である団体
- 4 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、美祢市において一般競争入札の参加を制限されている団体
- 5 美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 20 年美祢市条例第 76 号）第 10 条第 1 項の規定により指定の取消しを命じられた者で、当該処分を受けてから 2 年を経過していない団体
- 6 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）・民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による更生・再生手続中である団体
- 7 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- 8 政治団体及び宗教団体

共 同 事 業 体 結 成 届 出 書

令和 年 月 日

美祢市長 様

共同事業体名

代表者 所 在 地

法 人 名

代表者氏名

件 名	施設名 <u>美祢市温水プール</u> 指定管理者
-----	---------------------------

上記件名の公募に参加するため、募集要項に基づき、共同事業体を結成し、美祢市との間における下記事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、各構成法人は、指定管理者としての業務の遂行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同 事業体	名称		
	所在地		
共同事業体の 代表者 (受任者)	代表 法人	所在地 法人名 職・氏名	
共同事業体の 構成団体 (委任者)	構成 法人	所在地 法人名 職・氏名	
		所在地 法人名 職・氏名	
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件		
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 当共同事業体の構成法人の脱退又は除名については、事前に市の承認がなければこれを行うことができないものとします。		

共 同 事 業 体 協 定 書

(目的)

第1条 当共同事業体は、美祢市温水プール（以下「当該施設」という。）の管理運営業務（以下「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同事業体は、〇〇共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を山口県美祢市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、当該業務の協定期間の満了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

(1) 所在地

法人名

代表者

(2) 所在地

法人名

代表者

(3) 所在地

法人名

代表者

(代表者の名称)

第6条 当事業体は、法人名を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、美祢市と折衝する権限並びに当該業務に係る申請書の提出、指定管理者制度に係る管理運営に関する協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、第三者への委託の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当るものとする。

(構成員の責任等)

第9条 各構成員は、当該業務の履行及び下請契約その他業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

2 当該業務の履行に係る各構成員の業務分担及び出資金並びに出資割合については、別表のとおりとする。

3 前項に基づく別表は、美祢市長及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

(取引金融機関)

第10条 当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第11条 当事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 本協定書に基づく権利義務は他に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第13条 構成員は、美祢市長及び構成員全員の承認がなければ、当事業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、美祢市長の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。

(構成員の除名)

第14条 当事業体は、構成員のうちいずれかにおいて、当該業務履行中に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合には、他の構成員全員及び美祢市長の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第15条 構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合は、第13条第2項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び美祢市長の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(構成員の加入)

第17条 前2条の規定による構成員の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成員のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第13条第2項の規定にかかわらず残存構成員全員及び美祢市長の承認を得て、新たな構成員を当事業体に加入させることができる。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり〇〇共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するとともに、1通を美祢市に提出するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

所在地
法人名
代表者

⑩

所在地
法人名
代表者

⑩

所在地
法人名
代表者

⑩

別 表

〇〇共同事業体責任分担表

構成員名（団体名）	業務分担	出資金・出資比率
（代表者） 〇〇株式会社	1 〇〇の管理に関する事 2 △△の運営に関する事	〇〇〇〇〇〇円 （〇〇. 〇％）
（代表者） 〇〇株式会社	1 〇〇の管理に関する事 2 △△の運営に関する事	〇〇〇〇〇〇円 （〇〇. 〇％）
（代表者） 〇〇株式会社	1 〇〇の管理に関する事 2 △△の運営に関する事	〇〇〇〇〇〇円 （〇〇. 〇％）

注1 上記「業務分担」については、協定締結時点で想定する業務分担の内容について、具体的かつ詳細に記述すること。

注2 本協定書第9条第3項の定めるところにより、上記責任分担表は、美祢市長及び構成員全員の承認がなければ、協定締結後に変更することはできない。

現地説明会参加者申込書

標記の件につきまして、下記のとおり申込みします。

【参加申込書】	
応募施設名	
団体名	
所在地	
参加者名	
【申込連絡届】	
担当者名	
所属	
役職	
電話	
FAX	
E-mail	